

環日本海圏航路陸送経費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環日本海圏航路陸送経費助成事業の実施について、鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「荷主」の定義は、次に定めるところによる。

荷主

直接貿易においては船荷証券に荷送人又は荷受人として記載のある者、もしくは間接貿易においては船荷証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人または終点となる荷受人（以下「国内における発注主」という。）のうち1者とする。

(目的)

第3条 本補助金は、日本国境港、大韓民国東海港、ロシア連邦ウラジオストク港を結ぶ定期貨客船航路（以下「環日本海圏航路」という。）を利用する荷主に対し、境港貿易振興会（以下「本振興会」という。）が国内輸送に要する経費の一部を助成することにより、環日本海圏航路の利用促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第4条 助成金は、環日本海圏航路を利用し、かつ国内に事業所を有する荷主が、境港の利用を開始した日から3年間に要した貨物トラック等借上料、道路利用料金、燃料費等国内輸送に必要な経費の一部を交付するものとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、第4条で規定する条件を満たす者について、コンテナ貨物の輸送1回につき10千円。また、台の単位で輸送する貨物は、4台で1回と換算とする。

ただし、平成26年度以前に当該助成事業の対象荷主で平成27年度以降も継続して助成を受けようとする事業のうち、40フィートコンテナを利用する場合は、コンテナ貨物の輸送2回と見なす。

- 2 助成金は境港利用開始から3年間助成し、境港利用開始から1年間ごとに1企業につき100千円まで交付できるものとする。
- 3 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は超過部分については交付しないものとする。

(交付請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする荷主（以下「請求者」という。）は、環日本海圏航路陸送経費助成金交付請求書（様式第1号）に船荷証券（写し）等を添付して、本振興会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

なお、間接貿易において船荷証券上の荷主が請求者となる場合は、予め国内における発注者と調整を図った上で請求するものとする。また、国内における発注主が請求者となる場合は、別に定める書類またはそれに準ずるものを、別途、提出するものとする。

- 2 助成金は、当該助成事業の属する年度の翌年度の4月10日までに請求するものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 会長は、前条の請求書を受理したときは、すみやかに請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。

- 2 交付する場合は、会長はその旨該当請求者に、環日本海圏航路陸送経費助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知後、30日以内に助成金を交付する。

3 不交付とする場合は、会長はその旨当該請求者に、環日本海圏航路陸送経費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（助成金の返還）

第8条 会長は、虚偽の請求及び不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

境港貿易振興会会長 様

申請者 所在地 〒
名称
代表者

印

担当者所属氏名
電話

年度環日本海圏航路陸送経費助成金交付請求書

環日本海圏航路陸送経費助成金の交付を受けたいので、環日本海圏航路陸送経費助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 利用状況

(1) 輸送事業者 (所在地、事業者名、代表者職氏名)

(2) 輸出入区分 輸 出 ・ 輸 入

(3) 境港積卸日 年 月 日、 年 月 日
年 月 日、 年 月 日

(4) 荷物の内容 (種類)

(5) コンテナ輸送回数 回
40フィート 本
20フィート 本
台 個

(6) 仕向 (出) 港

(7) 境港通関会社

(8) 貿易の区分 直接貿易 ・ 間接貿易 ()

※上記のいずれか該当する方を○で囲むこと

間接貿易において、船荷証券上の荷主と国内における発注主との間で事前に調整を図り、どちらか1者が請求すること。なお、船荷証券上の荷主が請求者となる場合は、右欄 () 内に国内における発注主名を記入し、国内における発注主が請求者となる場合は、別途、貨物所有権移転届出書 (又はそれに準ずるもの) を提出すること。

(9) 国内物流経路及び手段

3 添付書類 1. 船荷証券 (写し) 2. その他

4 振込先口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義 (フリガナ)